

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会顧問設置規程

（趣旨）

第1条 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約第15条の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）に顧問を置く。

（顧問）

第2条 顧問は、西条市、東予市及び周桑郡選出の愛媛県議会議員をもって充てる。

（任期）

第3条 顧問の任期は、協議会の解散の日までとする。

（意見）

第4条 顧問は、会長の求めに応じ、意見を述べることができる。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。